

＜慰霊巡拝への参加申込みをご検討中のみなさまとそのご家族へ＞

国の慰霊巡拝への参加お申し込みをいただく際は、募集要項・日程表やお住まいの都道府県窓口等からの説明と併せて、以下の事項についてもご確認ください。

慰霊巡拝へのご参加について

はじめに、日本国政府派遣の慰霊巡拝団は、先の大戦において戦域となった全ての地域の戦没者の慰霊を行うことを目的としております。

国の慰霊巡拝は、一般の観光ツアーとは異なり、ご参加いただく方は「戦没された方のご遺族であると同時に、派遣国・地域で戦没された方々全ての遺族の代表として慰霊を行う責務がある」ということをご理解のうえ、巡拝の全日程に参加していただくこととなります。巡拝中、個人行動は制限されますので、あらかじめご理解ください。

また、慰霊巡拝は団体行動となりますので、以下の事項を守っていただくようお願いいたします。

- 集合時間を厳守すること。
- 身の回りのことは自分で行うこと。

慰霊巡拝へのご参加までの流れ

参加決定までには以下の通り数ヶ月を要し、内申書のほかに、戸籍謄本や健康チェック票（ご本人及びご家族の記入が必要なもの）、医師の証明書など、必要な書類をご準備、ご提出いただく必要があります。あらかじめご理解ください。

- 各巡拝の概ね4ヶ月前までに、必要書類を揃えてお申し込みください。
- 各巡拝の概ね2.5ヶ月前に、参加内定をお知らせします。
- 参加内定通知を受けた場合、2週間程度で医師の証明書をご提出ください。
- 各巡拝の概ね1～2ヶ月前に、参加決定をお知らせします。
- 参加決定後、慰霊巡拝参加手続（渡航手続）を開始します。

※上記はおおよその目安です。各巡拝の申込締切日等、詳細はお住まいの都道府県窓口にお問い合わせください。

現地での滞在環境等について

巡拝地は一般の観光ルートから離れ、宿泊先や交通機関、食事面などで不便を感じる可能性があります。地方都市については、一般的にインフラ整備が進んでおらず、日本での快適な生活水準とは大きく異なり下記のような場合があることをあらかじめご承知おきください。

- 飛行機、列車、バスまたは船舶で連日長時間移動する、観光する時間がない
- 食事の味付けが口に合わない、食事が油っぽい
- ホテルやバスのエアコンが機能しない、または冷房が効き過ぎている
- トイレの便座がない、水が流れない、きれいではない
- ホテルやレストランの照明がつかない、もしくは停電が発生する
- ホテルのシャワーが各部屋にない、水圧が弱い、お湯が出ない
- ホテルの客室内でも蚊や虫がいる
- 空港、ホテル等にエレベーターやエスカレーターがない
- 現地慰霊地点等訪問先に日陰がない、座る場所がない

また、慰霊巡拝の実施地域は日本とは気候風土が異なるだけでなく、観光客が通常訪れないような地域もあり、通常の外国旅行よりも参加者の身体的負担は大きくなります。

近年は慰霊巡拝中に体調を崩される方が多く、緊急帰国や現地医療機関への入院等により滞在延長を余儀なくされるケースも発生しております。

仮に体調不良によって現地の医療機関を受診することとなった場合、日本と同様の適切な診療を受けることは困難なことが多く、治療や帰国に時間を要し、かつ高額な医療費が発生する場合があります。

お申し込みの前には、この用紙や日程表をご家族やかかりつけの医師にもご確認いただくなどして、ご理解を得られればと思います。

お申し込みいただいた後の、病気・ケガ等のやむを得ない理由を除く（自己都合による）参加辞退は、お控えくださいますよう、お願いいたします。

巡拝にご参加いただくご遺族のみなさまの健康・安全と、より多くのご遺族に巡拝にご参加いただける環境づくりのため、ご理解・ご協力をくださいますようお願いいたします。

留意事項

慰霊巡拝を実施する国によっては、感染症対策による入国制限措置、行動制限措置等により、行程の変更または慰霊巡拝の中止の判断をすることがあります。

これまでの慰霊巡拝の様子

訪問する国・地域やその日の天候等によっても状況は変わりますが、慰霊巡拝の様子について例となる写真を何点かご紹介します。

○移動の様子：場所によっては、トラックや徒歩で移動することがあります。



○現地での慰霊の様子：各地で黙禱、献花を行って戦没者を追悼します。



同意（誓約）書

国の慰霊巡拝の参加に当たり、以下の事項について同意（誓約）します。

1. 個人行動の制限

国の慰霊巡拝は団体行動が基本原則となり、個人行動は制限されます。そのため、全日程に参加していただくとともに、慰霊巡拝の間中は国の指定した宿泊先（結団式当日の前泊を含みます。）に宿泊していただきます。また、食事についても、アレルギー等特段の事情がない限り、巡拝団全員で同じ食事を召し上がっていただきます。

2. 補助金の支給

参加に係る費用のうち、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）」に基づいて算出された以下の合計額の3分の1（※）が補助金として支給されます。

- ・ 外国旅費のうち航空賃・鉄道賃・宿泊費・宿泊手当・渡航雑費等
- ・ 居住地都道府県の県庁所在地から出発地までの往復の内国旅費（結団式当日の宿泊料・宿泊手当を含みます。）

（※）今回のご旅行にかかる実費額の3分の1ではありません。

当該補助金は、公募により選定した民間団体を通じて、手配旅行業者に支払われますので、補助金相当額を差し引いた金額が、旅行経費として手配旅行業者からみなさまに請求されます。

なお、遺族代表の方には補助金の支給がありますが、同行する介助者に対しては補助金の支給はありません。

3. 日程変更等に伴う追加費用等の発生

予期せぬ航空会社の運行スケジュールの変更や相手国の事情等により、日程を変更する場合や慰霊巡拝を中止する場合があります。それに伴い、追加費用やキャンセル料が発生する場合があります。

令和 年 月 日

氏名

（以下は、参加者が未成年（満 18 歳未満）の場合に、親権者が記載してください。）

同意書

以下の参加者が慰霊巡拝に参加することに同意します。

令和 年 月 日

参加者氏名

親権者氏名
